

参考資料3 IT支援策一覧

経済産業省及び外郭団体等の民間企業に対する主なIT導入・活用促進のための支援制度。詳しくは各機関のホームページにてご確認ください。

1. 税制措置

(1) 中小企業投資促進税制

中小企業が100万円以上のコンピュータ（周辺端末機器、通信制御等を含む）、230万円以上の機械及び装置を導入した場合、特別償却30%又は税額控除7%の選択適用。

平成14年3月まで実施。

< 中小企業庁 >

(2) 中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制）

中小企業が160万円以上の電子機器利用設備及びコンピュータ、又は総額160万円を超えるコンピュータを複数導入した場合、特別償却30%又は税額控除7%の選択適用。

平成14年3月まで実施。

< 中小企業庁 >

2. 低利融資制度

情報処理高度化事業

自社又は他社（経済産業大臣の認定を受けた統合システム管理・運用事業者として事業を行う場合に限る。）の情報処理の強化又は業務の省力化・合理化事業に対し貸付。

< 日本政策投資銀行 >

情報処理信頼性向上等整備事業

コンピュータシステム等の安全を確保するための設備（オンライン監視設備、不正アクセス防止設備等）の導入に対する貸付。

< 日本政策投資銀行 >

電子商取引関連情報処理・通信システム整備事業

電子商取引を行うに当たって必要となる情報処理・通信システムの整備（認証事業、安全対策事業を含む）に対し貸付。

< 日本政策投資銀行 >

戦略的情報技術活用促進貸付

情報技術の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するため、情報化投資を行う中小企業が、情報技術を活用した効果的な企業内業務改善、他企業・消費者等との間でネットワーク上の取引及び情報の受発信を行うなどのために、電子計算機及び周辺機器等を取得するために必要な設備資金及び長期運転資金を融資。

< 中小企業金融公庫 >

情報技術導入促進貸付

情報技術の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するため、情報化投資を行う中小企業が、情報技術を活用した効果的な企業内業務改善、他企業・消費者等との間でネットワーク上の取引及び情報の受発信を行うなどのために、電子計算機及び周辺機器等を取得するために必要な設備資金及び長期運転資金を融資。

< 国民生活金融公庫 >

高度化融資事業におけるソフトウェア融資

事業の用に供するコンピュータに係るソフトウェアの開発及び取得に対し融資。

< 中小企業総合事業団 >

高度化融資事業における情報化共同事業

中小企業が組合又は共同出資会社形態によって情報化共同事業を行う場合に必要な土地、建物、設備の取得、設置に必要な資金を融資するとともに、組合が設置するホスト・コンピュータに接続する情報機器を組合員に買取り予約付きで賃貸する事業に必要な資金を融資。

< 中小企業総合事業団 >

設備貸与制度・小規模企業設備資金貸付

小規模企業者等における情報関連機器（プログラムを含む）の導入を促進するため、情報関連機器リース事業を行うとともに、情報関連機器（プログラムを含む）の取得に要する費用を貸付。

< 都道府県中小企業支援センター >

3. 予算措置

(1) 経済産業省からの支援

データベース準備金制度

データベースを構築する法人が、一般の用に供するデータベースの開発費用に充てるため、自ら作成したデータベースの売上収入の一部を準備金として積み立て（税の控除対象）、4年間据え置き、その後4年間にわたり取り崩すことを認めたもの。

(2) 情報処理振興事業協会を通じた支援

戦略的情報化投資活性化事業（ITSSP）

経営者の立場に立って経営戦略の立案からそれを実行するシステム構築・導入まで一貫してサポートできる人材（ITコーディネーター）を育成。更に、ITコーディネーターを活用してセミナー、交流会、企業訪問等を実施。

(3)中小企業団体中央会を通じた支援

IT 活用型業務ソフトウェア開発事業

中小企業の業種、業態別に情報化を促進するため、製・配・販（メーカー・卸・小売）が連携し利用できる、安価で汎用性の高いアプリケーションソフトウェア開発、データベースの開発、実証実験を行うコンソーシアムに対し補助（F/S事業を含む）。

組合情報化促進企画調査事業

組合等を基盤とする情報ネットワーク（主として中小小売商業者が利用するものを除く。）を導入しようとするにあたって必要な諸問題を調査研究し、組合員等のニーズに即したネットワークシステム開発計画を策定する事業に対して助成。

組合情報ネットワーク化事業

組合が組合員間の情報ネットワークの構築において、システム設計に係る費用を補助。全国中央会では、組合等の健全化並びに当該業界の振興発展を図るため、国の補助を受けてその事業費の全部又は一部を助成。

中小企業情報創造発信強化支援事業

中小企業団体中央会が、中小企業の各種情報の結節点である業種別組合等が業界に関する特有な情報、技術・製品・商品情報や組合員企業の個別企業情報などを収集・整理し、中小企業データとしてインターネット上に公開するためのホームページを作成。

(4)中小企業総合事業団を通じた支援

情報化促進のための研修事業

中小企業の情報化担当管理者や技術担当管理者に対し、情報システムの運用管理手法、情報技術の活用方法等に関する研修を実施。

IT 専門家派遣事業

中小企業の依頼に応じ、IT 導入に関する専門家（IT コーディネータ等）を派遣。

遠隔研修事業

場所を問わず、同時に、より多くの中小企業に対し、IT に関する研修を提供する手法として、衛星放送研修及びインターネット上で行うバーチャル中小企業大学校講義を試行的に実施。

(5)都道府県等中小企業支援センターを通じた支援

情報化に係る診断、助言事業

中小企業が抱える情報化に係る様々な課題（情報化設備の導入等の効果など）に対処し、中小企業の経営向上努力を支援するため、民間の専門家を派遣して診断・助言。

ITに関する啓発・普及のためのITセミナー

中小企業団体等と連携を図り、中小企業経営者等を対象としたセミナーをITコーディネーター等の専門家を活用しつつ開催。

ITに関する普及・啓発のためのIT活用型実践研修

中小企業団体と連携を図り、中小企業経営者等を対象に、インターネットを活用した電子商取引等の実施のための実践的なIT研修を実施。

(6)商工会議所等を通じた支援

インターネット活用情報交流事業

商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会がインターネット上にホームページを作成し、小規模事業者等の個別企業情報及び特産品等の地域情報の受発信を促進することにより、地域の商工業者の事業機会の増大を図る。

4. 支援機関等のホームページアドレス

<u>経済産業省</u>	www.meti.go.jp
情報政策のページ	www.meti.go.jp/policy/index23.html
補助事業等公募情報	www.meti.go.jp/information/publicoffer/index.html
<u>中小企業庁</u>	www.chusho.meti.go.jp/home.html
中小企業施策利用ガイドブック	www.chusho.meti.go.jp/sesaku_guidebook/index.html
<u>九州経済産業局</u>	www.kyushu.meti.go.jp
情報関連	www.kyushu.meti.go.jp/shisaku/jyoho/jyoho/frame/top.htm
<u>日本政策投資銀行</u>	www.dbj.go.jp
<u>中小企業金融公庫</u>	www.jfs.go.jp
<u>国民生活金融公庫</u>	www.kokukin.go.jp/index.html
<u>商工組合中央金庫</u>	www.shokochukin.go.jp
<u>中小企業総合事業団</u>	www.jasmec.go.jp
<u>全国中小企業団体中央会</u>	www.chuokai.or.jp
<u>情報処理振興事業協会</u>	www.ipa.go.jp
<u>各県中小企業支援センター</u>	
(財)福岡県企業振興公社	www.joho-fukuoka.or.jp
(財)佐賀県地域産業支援センター	www.infosaga.or.jp
(財)長崎県産業技術振興財団	www.tech-nag.or.jp
(財)熊本県テクノポリス財団	www.kmt-technopolis.or.jp
(財)大分県産業創造機構	agsweb.columbus.or.jp/info/
(財)宮崎県産業支援財団	www.mpis.or.jp
(財)かごしま産業支援センター	www.kric.or.jp/index.html
<u>商工会議所、商工会議所連合会リンク</u>	www.cin.or.jp/link/links(1).html
<u>商工会リンク</u>	compass.shokokai.or.jp/zenkoku/fteigi/f_toppg.html